

令和6年度

相模原市産業用ロボット導入補助金

相模原市では、市内において産業用ロボットを導入し、生産性の向上を図る事業者を支援するため、その導入経費の一部を補助します。なお、この取組をとおして、地域Sier(ロボットシステムインテグレータ)の競争力強化を推進します。

産業用ロボット：自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、
各種の作業をプログラムにより実行できる機械

ロボットシステムインテグレータ：生産現場等へのロボットシステム導入を支援する事業者

*** 募集概要 ***

対象者

市内の事業所において、製造、梱包、仕分等の工程に産業用ロボットを導入し、当該工程の生産性向上を図る事業者が対象です。

補助率及び補助金額

補助率：中小企業者 2 / 3 以内 (中小企業者の範囲は裏面参照)

大企業 1 / 2 以内

補助額：500万円/件が上限

補助事業実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月15日(土)まで

採択件数 3件程度を予定

申請期間 令和6年4月15日(月)から同年5月31日(金)まで<必着>

申請書類

市ホームページからダウンロードしてください。

相模原市ホームページ(ものづくり企業支援サイト)

https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/robo/



申請先・連絡先

直接持参、Eメールまたは郵送に限ります。(FAX不可)

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15(市役所本庁舎本館5階)
相模原市 環境経済局 産業支援・雇用対策課 ロボット・企業支援班

電話：042-707-7154(直通)

メール：sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

申請に当たっての注意点

補助対象事業について

市内の事業所において、製造、梱包、仕分等の工程で産業用ロボットを導入することにより生産性の向上を図る事業が対象となります。

補助対象者の要件について

補助金の交付を受けることができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助対象事業を市内で実施する事業者又は補助対象事業の完了日までに市内に事業所を移転し、若しくは新設し、補助事業を当該事業所で実施する事業者であり、市税の未納がない者とします。また、令和5年度に本補助金の交付を受けている場合には申請できません。

補助対象経費について

補助対象となる主な経費については次のとおりです。（詳しくはお問い合わせください。）

補助対象者が従業員に支払う直接人件費は対象ではありません。

産業用ロボット導入経費	産業用ロボットの購入又は賃借（ただし賃借の場合は、補助金交付年度に支出するものに限る。）、搬入、据付又は調整等、産業用ロボットの導入又は更新に要する経費
導入に伴う付帯経費	産業用ロボットの導入又は更新に伴い必要となる、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、技術指導の受入に要する経費
その他	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認めたもの

審査について

（1）審査の基準

ア 事業者評価	事業遂行に必要な能力・経営基盤、組織・人員体制
イ 技術評価	導入による実現目標、実施方法・内容の妥当性、導入技術の汎用性・波及効果、導入分野・工程の新規性や独自性
ウ 経理評価	自己資金の調達能力、管理体制及び処理能力、適正な予算編成
エ 加算項目	さがみはらロボット導入支援センターとの連携（自動化相談、ロボット Sler 養成講座の参加）、地域 Sler との連携、地域 Sler ・市内企業の手本となる事例、過去採択実績がないこと、など

（2）選考方法

外部専門家（学識経験者、技術専門家等）の意見を聞き、評価を行います。

（3）審査結果の通知等

審査の結果（採択、減額での採択及び不採択）については、速やかに申請者に対して書面により通知します。また、採択された場合、申請者名及び事業計画名等を公表いたします。

その他

（1）補助金は、原則として補助事業終了後に支払います。

（2）当該事業に関する成果の公表などについて、市の求めに応じ、協力しなければなりません。

（3）中小企業者の範囲

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当する中小企業者（ただし、みなし大企業を除く。）

（4）申請する事業内容について、他の補助金等を受けている場合、本補助金の交付を受けることはできません。